

食品安全委員会（第539回会合）議事概要

日 時：平成26年11月25日（火） 14：00～14：58

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか6名出席

傍聴者：報道2名、行政機関4名、一般8名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物 1品目
 亜セレン酸ナトリウム
 （厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

本件については、添加物専門調査会において審議することとなった。

- ・ 微生物・ウイルス 1案件
 清涼飲料水の規格基準（保存基準）の一部改正
 （厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

本件については、微生物・ウイルス専門調査会において審議することとなった。

- ・ 特定保健用食品 1品目
 大麦若葉粉末
 （消費者庁からの説明）

→消費者庁から説明。

本件については、新開発食品専門調査会において審議することとなった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ（DP-073496-4）」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタMON88701系統」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ81419系統」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 特定保健用食品「キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>」及び「キシリトール オーラテクトガム<スペアミント>」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

(3) 平成25年度「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補」に係るファクトシートの作成について（報告）

- ・ 麻痺性貝毒

→事務局から説明

これまでに作成したファクトシートと同様に、委員会のホームページで公表することとし、今後、新たな科学的知見や情報があった場合には、随時、ファクトシートの内容を更新していくこととなった。